

総務常任委員会日程

令和4年9月15日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 3 号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 4 号 八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八街市議会議員及び八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 5 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について
- (4) 議案第 7 号 令和4年度八街市一般会計補正予算中
第1表歳入歳出予算補正の内
歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費、
3款民生費の内1項2目、8目及び9目、
8款消防費
第2表繰越明許費の内2款総務費、
第3表債務負担行為補正1追加の内(15)
第4表地方債補正1変更
- (5) 陳情第4-8号 核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情

総務常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和4年9月15日(木)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻	開 会	午前10時00分	委 員 長	石 井 孝 昭
及 び 宣 告	閉 会	午前11時55分	副委員長	小 川 喜 敬
委員の氏名 及 び 出欠の有無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	石 井 孝 昭	出	鈴 木 広 美	出
	小 川 喜 敬	出	新 見 準	欠
	丸 山 わき子	出	栗 林 澄 恵	出
	林 政 男	出		
委員外議員				
委員会に出席した	事務局長 梅 澤 孝 行		副主幹 佐 藤 竜 一	
事務局職員職氏名	主 査 嘉 瀬 順 子		主 査 安 見 里 香	
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	総 務 部 長 片 岡 和 久		防 災 課 長 宮 澤 栄 光	
	市 民 部 長 中 込 正 美		市 民 課 長 中 澤 ゆかり	
	福 祉 部 長 吉 田 正 明		国保年金課長 黒 川 康 裕	
	健康こども部長 井 口 安 弘		納 税 課 長 森 政 幸	
	経済環境部長 相 川 幸 法		社会福祉課長 高 山 由美子	
	建 設 部 長 市 川 明 男		障がい福祉課長 渡 辺 近	
	総 務 課 長 湯 浅 孝 史		高齢者福祉課長 岩 間 友紀子	
	企画政策課長 飯 田 英 二		子育て支援課長 春 日 葉 子	
	財政課財政係長 行 方 弘 功		農 政 課 長 酒 和 裕 一	
			道路河川課長 中 村 正 巳	
	教育総務課長 秋 葉 忠 久			
選挙管理委員会事務局長 湯 浅 孝 史		その他関係職員		
議 題	別紙日程表のとおり			

○石井委員長

皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、9月議会総務常任委員会をただいまより開会いたします。

本日の日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

本日の欠席の届出が新見準委員からありました。

以上で報告を終わります。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、委員長の注意に従わないときは、委員会条例第16条第2項の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に鈴木広美委員、栗林澄恵委員を指名いたします。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、5件です。

議案第3号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅総務課長

それでは、議案第3号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

付議案の6ページから10ページ、議案説明資料の5ページをご覧ください。

これは、国家公務員における男性職員による育児の促進や、女性職員の活躍促進をさらに進め、育児と仕事の両立支援制度をより柔軟に利用するための措置として、育児休業の取得回数制限の緩和等が改正されました。

本市においても、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正及び人事院規則の改正を踏まえ、育児休業制度の権衡を図り、育児と仕事の両立支援を推進するため、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う改正、子の出生後8週間以内の非常勤職員の育児休業取得要件の緩和、子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化で、これらを実施するための所要の改正を行うものでございます。

施行期日は令和4年10月1日から施行いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、若干お伺いいたします。

今回のこの育児休業等に関する条例の一部改正は、今説明いただきましたように、育児休業の取得回数の制限の緩和、2回まで取れるということと、それから、非常勤の職員の皆様に対しても、こういった取得の柔軟化が図られるということのようなんですけれども、その辺は大変理解できる場所ですけど、この取得環境はあるのかどうか。どのように整備されているのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○湯浅総務課長

この制度の周知については、職員向けについては、八街市子育て支援ハンドブックの配布で十分な周知をしております。

会計年度任用職員への周知といたしましては、職員用とは別に、育児休業等を含む休暇制度の周知を別のハンドブックによって図っていきたいと考えておりますので、各職場での育児休業の理解を深めながら、制度の利用を促進してまいりたいと考えております。

○丸山委員

周知につきましては、このようなハンドブックを作ったりとか、非常勤の職員に対しても特別なハンドブックを作っていただくということで、周知を図るんだということを言われているわけなんですけれども、当の環境ですね。本当に取ったら、職場に穴が空いてしまって、大変な状況になるんだと。それだとなかなか取りづらいわけですよ。取るためには人的な配置がちゃんとされていくのかどうか。そこが求められていると思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょう。

○湯浅総務課長

その辺はきちんと手当てをしております。

○丸山委員

今度の決算でも私はこの問題については取り上げたいというふうに思っているんですけども、八街市のこういった育児休暇の取得率というのは大変悪いわけですね。把握されてますか。今どのような状況でしょう。

○湯浅総務課長

現在、女性の職員についてはほぼ100パーセントということになっておりますが、男性職員の育児休業の取得率については、令和元年度、対象者6名中、未取得が6名、0パーセント。令和2年度は、対象者が6名、取得者が2名、33.3パーセントの取得率です。令和3年度は、対象者が7名、取得者が0ということで、0パーセント。かなり男性職員の取得率が低いということで把握はしております。

なお、会計年度任用職員につきましては、令和2年、令和3年度に1名ずつ育児休業を取得しております。

○丸山委員

今説明いただきましたけれども、大変取得率としては悪いわけですよ。取りづらい雰囲気があるということはもう明らかなわけで、やはり子育て支援がきちんと男性職員もできるよ

うな、そういう体制作りをやっていかなければならない。

なぜ八街市が取得率が悪いのか。その分析はされましたか。

○湯浅総務課長

まず、職場の理解が進んでいないということが一番だと考えておりますので、今後、またハンドブック等によって十分な周知、理解を深めてまいりたいと考えております。

○丸山委員

職場の理解とともに、こうした休暇を取る職員に対しての穴埋めですね。代替職員をきちんと配置されるのかどうか。配置されなければ、やはりそれぞれの職場では、また仕事が自分のところに降りかかってきてしまうなどということにもなるわけで、きちんと代替職員がこの間も配置されてきたのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○湯浅総務課長

育児休業取得に対する穴埋めというお話ですが、その職場の事務分担の見直しを含めて、会計年度任用職員等で対応してきたつもりでございます。

○丸山委員

この間、女性の出産育児休暇に関しても穴埋めされないできたという経緯を時々見てきているんですが、やはり100パーセントそれを保証しなければ、職員の皆さんは、なかなかこういう休暇制度があっても取れないんだということで、徹底した改善と取組をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○石井委員長

質疑はほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから、議案第3号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第4号、八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八街市議会議員及び八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅選挙管理委員会事務局長

それでは、議案第4号、八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八街市議会議員及び八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。

付議案の11ページ、議案説明資料の6ページをご覧ください。

公職選挙法施行令に規定する公営単価につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によりまして、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しが行われているところで、最近における物価の変動及び消費税増税を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、基準額が改定されたことにより、所要の改正を行うものです。

主な改正点は、選挙運動用自動車の借入契約に係る公費負担額、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約に係る公費負担額、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額及び選挙運動用ビラ作成に係る公費負担額の基準額を改正するものです。

施行期日は公布の日から施行いたします。

以上、提案理由の説明を終了いたします。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○石井委員長

以上で、説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

これは施行はいつから実施されますか。

○湯浅選挙管理委員会事務局長

議決をいただきましたら、速やかに施行をしまいたいと思います。

適用につきましては、11月20日に行われる市議会議員の補欠選挙、並びに市長選挙から適用をしまいたいと考えております。

○丸山委員

この条例に関しましては、市民誰もが選挙に出られる、そのことを保証していく内容であるというふうに思います。

物価高騰の中でやはり選挙に出るにあたって、支障がないようにという、そういう内容となっていると思いますが、そういう点では、市民の皆さんに、よりこういう広報をしていただいて、より多くの皆さんに市政に参加していただく、議員になっていただくための、そういう取組を強化していただきたいというふうに思います。

以上です。

○石井委員長

答弁はよろしいですか。

○丸山委員

はい。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第4号、八街市議会議員及び八街市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び八街市議会議員及び八街市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第5号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議についてを議題といたします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○湯浅総務課長

それでは、議案第5号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議についてをご説明いたします。

付議案の12ページ、議案説明資料の11ページをご覧ください。

これは、千葉県市町村総合事務組合の組織団体以外の地方公共団体である四市複合事務組合から、令和5年4月1日から公平委員会に関する事務を共同処理したい旨の依頼があったものです。

これにより、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について改正が必要となりますので、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を終了いたします。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

ただ

○石井委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

○丸山委員

今説明いただきましたけど、ちょっともう一度お伺いいたします。千葉県市町村総合事務組

合の組織団体以外の地方公共団体である四市複合事務組合とありますが、この四市複合事務組合というのは、どこの組合のことを指しているのでしょうか。

○湯浅総務課長

この四市複合事務組合は、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市による一部事務組合でございます。

○丸山委員

この4市が加わるんだということなのですが、共同処理によるメリットのはどういうところがあるのでしょうか。

○湯浅総務課長

こちらにつきましては、各地方公共団体が千葉県総合事務組合に事務処理を依頼して行うものでありまして、事務処理が一括で行えるというメリットがございます。

○丸山委員

了解。

○石井委員長

丸山わき子委員、よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければこれで討論を終了いたします。

これから、議案第5号、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○石井委員長

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号、令和4年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを議題といたします。

お諮りいたします。

審査の方法は、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思っております。ご異議ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は、款ごとに審査することに決定いたしました。

最初に、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款について、提案者の説明を求めます。

○行方財政課係長

それでは、議案第7号、令和4年度八街市一般会計補正予算第5号中、歳入全款を説明いたします。

補正予算書12ページをご覧ください。

11款1項1目地方特例交付金は、補正前の額から1千493万2千円を増額し、4千393万2千円にしようとするもので、交付額が確定したことにより増額するものでございます。

12款1項1目地方交付税につきましては、補正前の額から2億2千989万4千円を増額し、45億1千489万4千円とするもので、普通交付税の交付額が決定したことによる増額計上となります。

当初予算計上時の試算額と比較いたしますと、基準財政需要額は約2億5千640万円の減、基準財政収入額につきましては約4億9千596万円の減となり、調整率後、その交付額が増額したものでございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から334万1千円を増額し、34億8千781万6千円とするものです。

5節老人福祉費負担金112万8千円は、低所得者介護保険料軽減負担金分で、令和3年度決算に伴う精算分でございます。

6節児童保護措置費等負担金221万3千円は、子どものための教育・保育給付交付金で、管外保育運営委託分の増額によるものでございます。

13ページをご覧ください。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正前の額から1千722万4千円を増額し、5億3千531万8千円にしようとするものです。

1節総務管理費補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、システム委託改修費504万9千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、中学校ICT環境整備事業への財源組替分で、1千217万5千円となっております。

2目民生費国庫補助金は、補正前の額から374万8千円を増額し、7億1千755万8千円にしようとするものです。

1節社会福祉費補助金は、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業の事務費分37万9千円でございます。

3節児童福祉費補助金は、保育所等整備交付金で、風の村保育園八街の防犯カメラや門扉及びフェンス改修工事費で、2分の1の補助となっており、336万9千円でございます。

5目教育費国庫補助金は、補正前の額から4千118万2千円を増額し、5千170万8千

円にしようとするものです。

1節小学校費補助金は、学校施設環境改善交付金で、沖分校体育館非構造部材耐震改修工事の対象経費3分の1の補助分でございます、1千784万9千円でございます。

2節中学校費補助金は、学校施設環境改善交付金で、八街中学校トイレ改修工事分の対象経費の3分の1補助分、2千333万3千円でございます。

3項委託金、1目総務費委託金は、補正前の額から6万8千円を増額し、1千414万5千円にしようとするものです。

2節戸籍住民基本台帳費委託金は、個人番号カード交付事業費補助金10分の10の補助分で、6万8千円でございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、補正前の額から143万6千円を増額し、11億7千162万円にしようとするものです。

4節老人福祉費負担金は、低所得者介護保険料軽減負担金56万4千円で、令和3年度決算に伴う精算分でございます。

14ページをご覧ください。

5節児童保護措置費等負担金は、子どものための教育・保育給付交付金87万2千円で、管外保育運営委託の増額によるものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、補正前の額から15万6千円を増額し、1億9千607万2千円とするものです。

2節障害者福祉費補助金は、全国在宅障害児者等実態調査事務取扱交付金、生活のしづらさなどに関する実態調査に係る経費で、15万6千円でございます。

4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から39万7千円を増額し、4千459万円とするものでございます。

1節農業委員会費補助金は、農地集積集約化対策推進交付金で、タブレット端末導入経費27万9千円、農地利用最適化交付金は、タブレットの通信費などの経費で9万8千円となっております。

2節農業振興費補助金は、狩猟免許取得促進事業補助金で、補助率3分の1、2万円となっております。

20款繰入金、2項特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金は、補正前の額から2千479万円を計上し、同額を予算額とするものでございます。介護保険特別会計から過年度精算分2千479万円を繰り入れます。

15ページをご覧ください。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、補正前の額から5千118万5千円を増額し、1億5千118万5千円とするものです。前年度の繰越金となっております。

23款市債、1項市債、5目土木債は、補正前の額から960万円を増額し、1億8千640万円とするものです。

1節道路橋梁債は、道路改良事業960万円、市道住野12号線整備工事分、地方道路等整備事業債を活用いたしまして、充当率は90パーセントとなっております。

6目消防債は、補正前の額から160万円を減額し、3千万円とするものです。

1節消防債は、消防施設等整備事業160万円の減額、大谷流区の消防機庫建築工事実施設計業務の中止によるものでございます。

7目教育債は、補正前の額から1億7千290万円を増額し、3億8千340万円とするものです。

1節小学校債は、小学校屋内運動場非構造部材耐震対策事業3千180万円で、沖分校体育館非構造部材耐震改修事業となっております。学校教育施設等整備事業債を活用いたしまして、充当率につきましては75パーセントとなっております。

2節中学校債は、中学校トイレ改修事業1億4千110万円で、八街中学校トイレ改修事業です。学校教育施設等整備事業債を活用いたしまして、充当率は75パーセントとなっております。

8目臨時財政対策債は、補正前の額から7千280万円を減額し、2億9千420万円とするもので、臨時財政対策債発行可能額の確定により減額するものでございます。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石井委員長

以上で、説明が終わりましたので、これより質疑を許します。歳入全款についての質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、若干お伺いしたいというふうに思います。

地方特例交付金、これは1千493万2千円増ということで、これは確定によるものということの説明をいただきました。特にこれは特例交付金の今後の使い道というか、その辺についてはどのような検討をされているのでしょうか。

○行方財政課係長

地方特例交付金につきましては、住宅借入金等の特別税額控除に市町村が減額になった分を交付金として相当額を交付されるものでございます。交付された交付金につきましては、一般財源となりますので、様々な事業に充てられるというふうに捉えております。

○丸山委員

はい。了解いたしました。

それとあとは、地方交付税についてお伺いいたします。令和3年度は43億7千900万円ということだったんですが、令和4年度になりまして、45億円ということで、地方交付税がかなり増額となってきています。その分いろんなところでの減ということも考えられるわけなんですけれども、この45億の地方交付税ということなんですが、今後の市政運営に関してはどうような方向で行けるのでしょうか。

○行方財政課係長

令和4年度と令和3年度を比較しまして、令和4年度の普通交付税につきましては、大きく増額となっているところです。この原因というものは、令和3年度と令和4年度の算定を比

較をいたしますと、基準財政収入額、基準財政需要額、それぞれ大きな変動というものはございません。ただし、臨時財政対策債の額が、令和4年度については、令和3年度よりも大きく減った形で、本来令和4年度につきましては、本来交付税として入ってくるものが交付された関係で増額となっております。

市政運営に対しましては、今入っている令和5年度の、また新年度の予算編成がこれから始まる場所なんですけれども、先月の末頃に、総務省の方から概算要求が出ております。それを拝見いたしますと、地方交付税につきましては若干の増加、臨時財政対策債につきましては若干の減少ということで、本来八街市として交付税で頂ける分が大きく頂けるような形となっておりますので、来年度につきましても市政運営に支障が出るようなことはないものと考えております。

○丸山委員

今、臨時対策債の説明もいただきましたので、15ページの市債と含めてお伺いしたいというふうに思います。

今回、臨時対策債が7千200万円の減となったわけなんですけれども、令和4年度ではこの地方交付税の臨債の返済措置費はどれぐらいだったのかと、その辺については把握されていますでしょうか。

○行方財政課係長

臨時財政対策債の措置費につきましては、今具体的な数字をちょっと手元に持っておりませんので、申し上げることができないんですけれども、臨時財政対策債につきましては、ご存じかと思うんですけれども、交付税の方に全額算入されるような形となりますので、臨時財政対策債として借入れはいたしますけれども、翌年度から基準財政需要額、要はかかった経費として100パーセント国の方で保障されるものとなっております。

○丸山委員

この市債の中で、臨時財政対策債の占める割合というのが大変大きく占められていたわけですね。現在でも大変その割合は高く、この間、平成30年度は64パーセントが八街の借金の中で臨債が占められていたと。国のこれは借金ですね。年々減ってきて、令和4年度、今年度になりましたら、やっと50パーセント、約半分になったと。それでも、今ある八街市の借金192億円のうち、半分は臨債で占められているということで、これは、この間も、私は国の借金をいつまでも地方が背負っていることはないんだと。その分市民の皆さんのサービスに行き渡らないんじゃないかと。市民のための本当の借金を八街市がして、市政運営をしていくならいいけれども、国の借金を八街市がして、その借金を一生懸命背負っていきやならないというのはおかしい。

早急にこれは国に借金返済を求めなさいということで、この間も私は言ってきたところなんですけれども、やっと半分になったということで、しかしながら、やはり国のこうした借金を地方自治体が背負うということ自体がおかしいわけで、そういった点では、引き続き国に対して臨時財政対策債を1日も早く、1年でも早く減らし、市民サービスにきちんと対応できる市政運営をお願いしたいというふうに思います。

それから、13ページなんですけれども、社会保障・税番号制度システム整備費補助金ということで、これは改修費だということなんですけれども、504万9千円が計上されております。この間の社会保障・税番号制度システム整備費補助金というのは国からどのくらいあったのか。トータルでどのくらいになっているのか。その辺は把握されていますでしょうか。

○中澤市民課長

今回のシステム改修費を含めまして、トータルで2千881万1千円でございます。

○丸山委員

それで、これの整備費に関して、八街市が負担しているものというのはあるのでしょうか。

○中澤市民課長

このシステム改修整備費につきましては、全額国庫補助になっておりますので、市としての負担はございません。

○丸山委員

はい。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが2千217万5千円計上されております。これは中学校のICTの導入に関わって組換えであるという説明をいただいたわけなんですけれども、今年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、どのくらい交付されたのか。総額はどのくらいになっておりますでしょうか。

○飯田企画政策課長

令和4年度ということなんですけれども、こちらが本省繰越分としまして2億6千90万4千円。それから、追加交付分といたしまして2億3千46万8千円。それから、今回の2千217万5千円という形になっておりまして、今年度を合計しますと、5億354万7千円となっております。

○丸山委員

5億300万円ということで報告いただきましたが、現在の地方創生臨時交付金を活用した市民への支援制度、八街市独自に取り組んできておりますけれども、そういった取組状況はどんなふうになっているのか、お伺いいたします。

○飯田企画政策課長

今年度の事業といたしまして、感染症対策の事業といたしまして、20事業という形で行ってはいるんですけれども、それぞれ各課の中で配分されたところで速やかに進めているところでございます。

○丸山委員

20事業で取り組まれているということで、また詳しくは後でお伺いしたいというふうに思います。

それから、14ページに、県支出金で民生費県補助金、これは全国在宅障害児者等実態調査事務取扱交付金というふうにあるわけなんですけれども、これは生活のしづらさを調査するという説明がございました。これはどのような形での調査をするのか。その辺についてお伺

いしたいと思います。

○渡辺障がい福祉課長

この交付金は全国在宅障害児等の実態調査で、生活のしづらさに関する調査でありますけれども、5年に一度、厚労省の方で調査をしております、八街市の方で3地区を調査する予定となっております。

○丸山委員

それで、この調査する方はどのような方が調査されるのでしょうか。それで、この15万6千円というのがどのように活用されるのか、お伺いいたします。

○渡辺障がい福祉課長

調査員につきましては、前は国税調査の調査員をお願いしました。今回もそのようにお願いするつもりでございます。

今回の費用としましては、調査員の調査報酬と、あとは消耗品でございます。

○丸山委員

国税調査に関わった方をお願いするという事なんですけれども、国税調査をする方は専門家ではないわけですね。民生委員さんであるとか、その地域の保健推進委員さんであるとかではないわけで、在宅障害者・児あるいは者と子どもに関して、役所の方である程度把握されているわけですから、ある程度精通した、そういう障害に精通した方がお訪ねされた方が、訪ねられた方も安心していろんなお話をできるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○渡辺障がい福祉課長

前はそういうことだったんですけれども、今回につきましては議員さんのお話もありますとおり、職員等もできるかどうか、今後検討してまいりたいと考えます。

○丸山委員

せっかくの調査ですから、やはり本音を聞き出して、1日本当に楽しく暮らせる、安心して暮らせるという、そういう生活を保障していくためにも、ある意味で、精通した方をぜひ調査に行っていただくという体制を取っていただきたいというふうに思います。

それから、15ページの市債のところ、消防債についてお伺いいたします。この消防施設等整備事業の消防債が160万円減ということなんです、これはどういうことなのか、説明いただきたいというふうに思います。

○宮澤防災課長

こちらにつきましては、この後、歳出でもご説明いたしますが、大谷流区の第17分団の消防機庫につきまして、当初、今年度に設計業務を実施し、来年度、建替えを予定しておりましたが、地元の分団及び地元区と協議の結果、建替えではなく、一部修繕で使いたい旨の要望がございましたので、計画を見直したことにより、減となっております。

○丸山委員

はい。分かりました。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

○栗林委員

すみません。先ほどお答えいただいた中での1点確認です。

14ページの県支出金の民生費県補助金、先ほど丸山委員の方からも説明がありました、全国在宅障害児者の実態調査のこれなんです。先ほど答弁いただいた中では、職員等も調査員として加わって、きちんと調査していくという内容だったんですが、これは、いわゆる文書での回答書ではなく、聞き取り調査を行うという内容でよろしいでしょうか。

○渡辺障がい福祉課長

文書での回答と前回はなっております。ただ、今回は、まだ具体的な調査についての示しが国の方から来ておりませんので、それをよく見て対応したいと考えております。

○石井委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

それでは、質疑がございませんので、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出1款議会費について、提案者の説明を求めます。

○梅澤議会事務局長

補正予算書16ページをご覧ください。

歳出1款議会費、1項議会費についてご説明いたします。

1目議会費は、補正前の額に241万7千円を増額し、補正後の額を2億535万6千円とするものです。これは、4月1日付人事異動等に伴う増額補正です。

以上で、1款議会費の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○石井委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出2款総務費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順にお願いいたします。

○湯浅総務課長

2款総務費、1項総務管理費についてご説明いたします。

補正予算書の16ページをご覧ください。

1目一般管理費は、補正前の額から2千889万1千円を減額し、補正後の額を7億714万9千円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。一般職人件費につきましては、給料、職員手当、共済費ともに、4月1日付人事異動に伴う減額補正でございます。減額の主な理由は、当初予算では新規採

用職員、再任用職員の人件費は一般管理費において計上しておりましたが、配属先が決定したことから、それぞれの所属で人件費の計上が行われるため、減額補正するものです。

また、共済費の再任用職員社会保険料は増額となりますが、これは共済組合法の改正による制度移行によりまして、費用負担金の差額が増額になるためでございます。

次に、会計年度任用職員人件費につきましては、共済費の増額補正でございます。これは、会計年度任用職員3名が現在協会けんぽに加入しておりますが、共済組合法の改正による制度移行により、共済組合へ加入となるため、その差額を増額補正するものです。

○行方財政課係長

続きまして、4目財政管理費は、補正前の額から6千万円を増額し、補正後の額を6千328万6千円にしようとするもので、24節積立金は、公共施設等整備基金積立金で、6千万円でございます。これは将来、施設の改修や維持修繕に要する経費の財源に充てるため、積立てするものでございます。

○森課税課長

引き続き、17ページになります。

2項徴税費、1目税務総務費につきましては、補正前の額から102万7千円を減額し、補正後の額を2億9千314万7千円にするものでございます。

説明欄をご覧ください。一般職人件費138万5千円の減額は、4月1日付の人事異動によるもので、内訳としましては、給料が76万9千円の増、職員手当等が154万8千円の減、共済費が60万6千円の減となっております。

会計年度任用職員人件費35万8千円の増額は、主なものとして、会計年度任用職員が加入している保険が、制度改正により協会けんぽから共済組合に変更になることによる負担金の増額補正でございます。

○中澤市民課長

補正予算書の18ページをご覧ください。

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、補正前の額に1千196万8千円を増額し、補正後の額を1億6千156万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費685万1千円の増額につきましては、4月1日付人事異動に伴う給料等の増額補正でございます。

社会保障・税番号制度関連事務費511万7千円の増額につきましては、11節役務費2万6千円及び13節使用料及び賃借料4万2千円の増額は、マイナンバーカードのオンライン申請業務を個人番号カード交付申請書ID、QRコードの読み取りから顔写真の撮影、写真内容の確認と申請までをワンストップでできるタブレットを賃借するための賃借料と、インターネット通信料でございます。

12節委託料420万2千円及び17節備品購入費84万7千円の増額は、戸籍事務内連携に係る戸籍情報システムの改修業務委託料と、システム関連機器の購入費でございます。

この改修は、令和元年5月に公布された戸籍事務へのマイナンバー制度導入等を目的とする

戸籍法の一部を改正する法律により、本籍地以外の市区町村においても本籍地のデータを参照できるようにし、戸籍届出における戸籍謄抄本の添付を不要とすることや、市民が自らや父母等の戸籍を本籍地以外の市区町村でも請求できるようにするもので、令和2年度より段階的に実施しており、令和5年度から業務開始予定の戸籍事務内連携のために必要となる機能の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石井委員長

以上で、説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

それでは、18ページの戸籍住民基本台帳費についてお伺いいたします。これは、先だっこの本会議議案質疑の中でも答弁いただきました。このマイナンバーカードの交付状況につきましては、現在45パーセントまで来ているということのようなんですけれども、国は、来年3月までに100パーセントを目指すと言っているわけなんですけど、この100パーセントというのは可能なのでしょうか。

○中澤市民課長

目標としましては、市民課も100パーセントを目指しております。ただ、現実問題として、制度についてまだ不安を持たれている方や、疑問を持たれている方もいらっしゃいますので、そういった方に説明をしながら、ご理解いただけるよう、100パーセント目指して、交付についてご理解いただきたいと思っております。

○丸山委員

ただいま説明いただきました、目標としては100パーセントを目指すけれども、まだ制度に対する不安等があるんだということなんですけどね。なぜ不安があるのか。その辺についてはどのように分析されていますでしょうか。

○中澤市民課長

まず、制度としまして、当初説明があった、マイナンバーをどういったことに使うかという、そういった理解がまだ浸透されていないかと思えます。その都度、いろいろな保険証に利用するや、免許証に利用する、そういった形で制度や施策が段階的に出てきているところもあり、将来的というか、きちんとした使い方を段階的に出しているところも不安の1つではないかと思っております。それについては、今後便利になっていくことは、いろいろな用途がございますので、そういった用途も含めて、どういった形で利用できるかということをご説明していきたいと思っております。

○丸山委員

国はマイナンバーカードを普及するために、国民が避けられない国民健康保険証をマイナンバーカードで利用するようになりますよ。あるいは運転免許証もマイナンバーカードでやりますよということで、つまり国民が個人保護という、そういうことが理解できないうちに、どんどんとマイナンバーカードを普及させるために保険証はマイナンバーカードで、免許証もマイナンバーカードでということで、まさに国民を追い詰めているやり方なんですよね。

それで、この間もマイナンバー普及のためにはマイナポイント、これを活用して、こういうポイントがつくから、マイナンバーカードを取得しなさいよということをしきりに言っているんですね。そういうふう言うんだけど、本当に個人情報保護がされていますよと。こんなふうに保護がされていますよという安心感は、1つも情報としては流れていないんですよ。

そういう中で、ただただポイントを付けるから、さあ、さあ、どうぞ、どうぞ。マイナンバーカードを作ってくださいよという、一方的なやり方をしているというのが市民にとっても大変理解できない。不安をますます感じるころだというふうに思います。

やはりマイナンバーカードというのは、これはあくまでも任意であると。当初は任意であるということで始まっているわけですよ。それを何が何でもマイナンバーカードを作らなきゃ、これから困りますよという、本当に国民に一方的に押し付けるようなやり方で、本当に100パーセントというのが達成できるのかといたら、決してそうではないんじゃないかなというふうに思います。

そういう点では、この間も、担当者は国から言われているからやらざるを得なくて、一生懸命やらざるを得ないというのはよくよく分かりますけれども、個人の情報の保護がきちんとされているんだと、そういう確信をきちんと市民に訴えられるかどうか、ここが私は問題だと思うんですね。今の状況だと、決して個人情報保護法は守られていないというのが実態なのではないかなというふうに思います。

今、一生懸命担当課の方は、マイナンバー普及に頑張っているわけなんですけれども、マイナポイント2万円を付与するよという今取組をされていますけれども、この間、2万円のマイナポイントを活用して、このカードを作った方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○中澤市民課長

マイナポイントの活用と申請率がイコールになるかどうかはあれなんですけれども、令和3年度末、3月31日の段階での交付枚数は2万8千171枚。8月末で3万473枚までに増えておりますので、この間、2千302人の方が交付を受けております。

ただ、これは交付枚数ですので、ちょっと申請された方ではないので、申請数はちょっとまた別になりますので、今後、交付枚数は増えていくかと思えます。

○丸山委員

やはりこういう、目先のポイントがあるから作りなさいよというようなやり方であるとか、今、あちこち出張されて、マイナンバーカードを申請してくださいという取組をされているみたいなんですけど、やはりこういった申請をするときに、本当に個人情報の保護がこんなふうにされていますという、そういった確証がない中では、なかなかこういった取組というのは、市民はある意味、追い詰めて申請させるというやり方はまずいのではないかなというふうに思います。

来年度から、国はもっと汚くて、交付率の低い自治体には差を付けて、交付税も減らしますよと脅かしているわけですよ。やっぱりこういった国のやり方というのが、自治体も市民も苦しめるようなやり方をしているわけで、今日はちょっと市長がいないので大変言いづら

いのですが、担当課としても市長に、こういったやり方はやめなさいよということを国に言うように、ぜひ言っていただきたいと、このように思います。

以上です。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで、質疑を終了いたします。

質疑の途中ですが、ここで10分程度休憩いたします。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時12分)

○石井委員長

それでは、質疑を続けます。

次に、歳出3款民生費の内、1項2目、8目及び9目について、提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順にお願いいたします。

○行方財政課係長

19ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目総合保健福祉センター費は、補正前の額から211万円を増額し、補正後の額を3千818万8千円としようとするものです。

説明欄をご覧ください。総合保健福祉センター管理費、10節需用費211万円は、燃料費の高騰に伴い、不足が見込まれるもののため増額補正するものです。

○黒川国保年金課長

続きまして、8目国民健康保険費についてご説明いたします。

補正予算書21ページをご覧ください。

8目国民健康保険費は、補正前の額から422万2千円を減額し、補正後の額を6億5千514万9千円とするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費422万2千円の減額につきましては、4月1日付人事異動に伴う減額補正でございます。

9目国民年金費は、補正前の額から393万円を減額し、補正後の額を1千737万7千円とするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費393万円の減額につきましては、4月1日付人事異動に伴う減額補正でございます。

以上で、3款民生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出8款消防費について、提案者の説明を求めます。

○宮澤防災課長

8款消防費についてご説明いたします。

補正予算書の31ページをご覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目防災費につきましては、既定の予算から196万6千円を減額し、補正後の額を6千720万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費196万6千円は、人事異動による給料、職員手当等共済費の減でございます。

3目非常備消防費につきましては、既定の予算から7万8千円を減額し、補正後の額を8千354万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。消防施設整備事業費34万8千円の減につきましては、先ほどもご説明いたしました。17分団消防機庫について、今年度設計業務を実施し、令和5年度に建替を予定しておりましたが、地元分団及び地元区と協議の結果、建替ではなく、一部修繕により使用したい旨の要望があり、計画を見直したことによるものです。

消防施設及び設備維持管理費27万円の増は、現在10トンの防火水槽が設置されている土地所有者より土地利用の関係で防火水槽の撤去要望があり、その撤去費用を補正するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

○栗林委員

ご質問いたします。31ページの消防設備及び設備維持管理費の中のご説明で、防火水槽の撤去ということなんですが、この撤去をしたことによって、新たに設置等の計画等は今現在ありますでしょうか。

○宮澤防災課長

今回、撤去します防火水槽につきましては、容量が10トンのものでありますので、近くに造るところがあれば、当然40トンを整備していきたいんですが、今回につきましては撤去のみとなっております。

○石井委員長

栗林澄恵委員、よろしいですか。

○栗林委員

はい。

○石井委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

○丸山委員

それでは、先ほどもお伺いいたしました大谷流17分団の機庫に関しまして、お伺いいたし

ます。先ほどは消防機庫の設計管理業務を減とするということで、その点についてお伺いしたわけなんですけれども、これは令和4年度の当初予算、この予算を組む段階ではこの分団との話し合いはどのようになっていたのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○宮澤防災課長

基本的に消防機庫の更新につきましては、年度の古いところから順番にやるという計画を作っているんですが、実際に地元の消防団と話をするのは当初予算成立後に話を現在しております。それで今回こういった形になってしまったというところです。

○丸山委員

それはおかしいというふうに思います。確かに八街市は、機庫の建替え計画はしっかり持っていていただきたいんですが、今の各消防団の実態状況からいくと、本当に建て替えていいんだらうかと。地元の消防団の皆さんは本当に不安に思っているわけですね。

ですから、当初予算を組むときに、事前にこれは地元の皆さんと話し合っ、当然予算化すべきではなかったかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○宮澤防災課長

丸山委員のおっしゃるとおりだと思います。

令和5年度につきましては、もう既に、建替えという形ではないんですが、下話程度はしております。

○丸山委員

ぜひその方向で取り組んでいただきたいと思います。

それから、17分団の機庫に関しましては、これは何年経過した建物で、それから、修繕ということだったんですが、どの程度の修繕になるのか、お伺いいたします。

○宮澤防災課長

こちらの建物につきましては、平成8年建築なので、26年という形になっております。

今回、修繕につきましてはなんですが、消防機庫自体については、一応2階建てなんですけれども、1階がかなり頑丈な、擁壁のような形で車庫が付いておりまして、2階についても現状では特に支障がないということなんです。

ただ、こちらの予算書の14節の方で、工事請負費、ホース乾燥塔の設置工事というのが載せてあるんですが、火の見やぐらが立っておりまして、ちょっとそちらがかなり老朽化しているということで、今回そちらのお金を充てて、火の見やぐらを撤去して、ホース乾燥塔の設置するという、今回の修繕についてはそういった内容になります。

○丸山委員

はい。了解いたしました。

ぜひ26年経過した建物を建て替えるという令和4年度の計画だったようなんですけれども、地元の皆さんの声をしっかり聞きながら、今何が必要なのかという、そういった取組を今後進めていただきたいと、このように思います。

それから、先ほども質問がありましたけれども、防火水槽撤去工事、これは先ほどの説明だと10トンのものを撤去だということなんですけれども、なぜ後先なく、今後の計画がない

まま、この10トンの防火水槽を撤去してしまうのか。その辺についてはいかがでしょうか。

○宮澤防災課長

防火水槽につきましては、土地の方を基本的に提供いただいて、お借りして設置している。現在もそういった形で進めておるんですが、10トンの防火水槽につきましては、市で造ったものと、また、昔は地元でないこともあるよねといって造ったところもあると思うんですが、敷地の角に、今回2か所なんですけれども、両方とも防火水槽があって、今までは土地利用が特にされていなかったのも支障はなかったんですが、土地利用の関係で邪魔なので撤去してもらいたいと言われると、ちょっとうちの方でも嫌とも言えないところが実際のところでございます。

代替えの防火水槽なんですけれども、10トンについては現在は、一応40トンが基準となっておりますので、あるにこしたことはないんですが、極端に消防力の低下にはつながらないのかなと思います。

○丸山委員

消防力の低下につながらないと言っちゃって大丈夫ですか。今でさえ防火水槽は少ないわけですよ。ですから、やはり代替的なものをこの地域に、この地域は大変失礼ですけど、これはどこの地域になるんでしょうか。

○宮澤防災課長

今回につきましては、二区が1か所、それと榎戸区が1か所です。

消防水利の基準上は、どちらも消火栓が近くにあるということがあります。

○丸山委員

じゃあ、今後は消火栓があれば、この地域には防火水槽は設置しないでいくという方向なわけですね。

○宮澤防災課長

消火栓があれば防火水槽が要らないというわけではないと思います。実際に水道が止まってしまえば、消火栓は出ないわけですから、耐震性の貯水槽があるのが一番有効ではあると思います。

ただ、先ほどもお話ししましたが、あくまで土地を貸してもらって、提供いただいて造っているというところがありますので、毎年、各分団には防火水槽の要望は挙げてもらっているんですが、土地の所有者の理解が得られれば、これからも防火水槽は整備していきたいと考えております。

○丸山委員

やはり八街市は火事があると、いつも水の問題は大変な状況になっているのが実態で、せんだってもヤードの火事ときには、各分団が58回も水を運んだというような、そういう報告がありましたけれど、いつどんな状況で火事が発生するのか、どこで発生するのか、それは分からないわけですけど、この防火水槽をきちんと確保するというのは大切なことで、やはり減った分に関しては、やはり周辺にきちんと対応策を求めていく。これは各分団、各区の方からも、各分団や各区に対しても、そういった協力をいただくような掛け声をどんどん

していくべきではないかなというふうに思います。

以前も、私は消火栓、防火水槽の問題について取り上げたときに、まだまだ数は少ないわけで、本当に市民の皆さんが、防火水槽があって本当に安心だと言えるようなところまで持っていくためには時間はすごくかかるでしょうけれども、計画は必要であるというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○石井委員長

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第2表繰越明許費の内、第2款総務費について、提案者の説明を求めます。

○中澤市民課長

第2表繰越明許費についてご説明いたします。

補正予算書の5ページをご覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度関連事務費504万9千円の繰越しにつきましては、戸籍事務内連携に係る戸籍情報システムの改修につきまして、機能整備の完了が年度内に見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第3表債務負担行為補正1追加の内(15)について、提案者の説明を求めます。

○中澤市民課長

第3表債務負担行為補正1追加についてご説明いたします。

補正予算書の6ページをご覧ください。

15番、マイナンバーカード申請用タブレットの賃借につきましては、期間を令和4年度から令和9年度までとし、限度額を78万4千円とするものでございます。マイナンバーカードのオンライン申請用タブレットの賃借期間を5年間と設定するため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

○丸山委員

これは5年間という期間なんですけれども、5年間というのはどこから出てきた5年間なんでしょうか。

○中澤市民課長

まず、タブレットの端末の保守対応可能年数が5年となっております。今後も出張申請サポートや窓口業務においても継続していく予定としております。

今現在、新型コロナウイルスの拡大により、現在は中止しておりますが、窓口において以前実施しておりました写真撮影を含めた申請サポートについても感染状況が落ち着きましたら再開したいと考えておりますので、保守期間に合わせて5年間と考えております。

○丸山委員

はい、結構です。

○石井委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、第4表地方債補正1変更について、提案者の説明を求めます。

○行方財政課係長

7ページをご覧くださいませよう、お願いいたします。

今回の地方債補正につきましては、変更が5件でございます。

歳入23款市債で説明させていただいたとおり、起債の目的、道路改良事業につきましては、住野12号線通学路整備工事分で960万円を増額し、補正後の限度額を1億2千390万円にしようとするものです。

消防施設等整備事業につきましては、大谷流消防機庫建築工事実施設計の取りやめにより、160万円を減額し、補正後の限度額を3千万円にしようとするものでございます。

小学校施設整備事業につきましては、沖分校屋内運動場非構造部材耐震改修分で3千180万円を増額し、補正後の限度額を7千280万円にしようとするものです。

中学校施設整備事業につきましては、八街中学校トイレ改修事業分、1億4千110万円を増額し、補正後の限度額を1億4千370万円にしようとするものでございます。

臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債発行可能額の確定に伴い、7千280万円を減額し、補正後の限度額を2億9千420万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じとなっております。

地方債補正の説明につきましては以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○石井委員長

以上で説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。討論はございますか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○丸山委員

総務常任委員会に付託された一般会計補正予算のうち、社会保障・税番号制度関連事務費について反対するものであります。

政府の来年3月末までに、全ての国民にマイナンバーカードを行き渡らせる方針を受け、市としても交付事務とともに、社会保障・税番号制度システムの整備を進めています。

国は、国民の不安に応えず、国民がカードを使わざるを得ない状況を作り出すため、マイナンバーカードを健康保険証としても使用可能にするなどの健康保険法等改正をはじめ、戸籍事務とマイナンバー制度を結び付ける戸籍法改正、行政の事務や業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とするデジタル手続法を次々と成立させてきました。

デジタル庁の新設を突破口として、国や自治体のデジタル化、マイナンバー制度、データの利活用を推し進め、国が統括・監理・勧告する強大な権限を持つようとしています。そのために、マイナポータルを窓口にして、国民の所得、医療、教育など、あらゆる個人情報連携を進め、個人を丸ごとスキャンする膨大なデータを集積し、その利活用を成長戦略として位置付けています。さらに、大企業がビッグデータを活用し、もうける仕組みにつなげようとしています。

利活用は拡大される一方で、個人情報保護のルール強化は不十分なまま、どんどん進められています。マイナンバーの取得は、あくまでも任意であり、国民が必要としない制度に固執し、国民にマイナンバーカードを押し付けるやり方はやめるべきです。

以上の立場から、総務常任委員会に付託された一般会計補正予算のうち、社会保障・税番号制度関連事務について反対するものであります。

以上です。

○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

これから、議案第7号、令和4年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○石井委員長

起立多数です。議案第7号中当委員会付託分は、原案のとおり可決されました。

執行部の皆様に申し上げます。陳情第4-8号の審査を続けて行います。関係する職員以外はこの場で退席して結構です。

会議を再開いたします。

お手元に陳情文書、陳情第4－8号をお開きください。

陳情第4－8号、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情を議題といたします。

これは議会事務局長が朗読いたします。

○梅澤議会事務局長

朗読いたします。

陳情文書表受理番号、陳情第4－8号。受理年月日、令和4年8月17日。件名、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情。提出者につきましては市内在住の方となります。

陳情書。件名、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情。

陳情趣旨。

市議会におかれましては、市民生活と福祉の向上に邁進されていることに心より敬意を表します。

残念なことに、今年は年明け早々ロシアによるウクライナ侵略が始まり、今も何十人、何百人という双方の国民が、日常を奪われ犠牲になっています。もしすでに核兵器のない世界が実現できていれば、世界はロシアの暴走を止められたはずですが。にもかかわらず、未だに和平への道筋が見えてこないのは、核兵器廃絶に舵を切れない諸国の責任が大きいと言わざるを得ません。

核兵器禁止条約は2017年7月7日に国連で採択され、2020年10月には条約の批准国は発効に必要な50か国に達し、2021年1月22日に発効されました。日本は今まで、地球上で唯一の戦争被爆国でありながら、条約を批准することに消極的でしたが、今年になって、被爆地広島選出の岸田首相が、歴代首相で初めてNPT（核不拡散条約）再検討会議に出席し、「核廃絶へ現実的な歩みを一歩ずつ進めていかななくてはならない」と訴えました。

岸田首相の思いを後押しする意味でも、八街市にも非核平和都市宣言の市として、核兵器禁止条約を批准するよう求める意見書を提出してくださることを強く求めます。

陳情事項

1. 核兵器廃絶のため、日本政府が核兵器禁止条約を批准することを求める意見書を、内閣総理大臣並びに外務大臣に提出してください。

令和4年8月17日、八街市議会議長、鈴木広美様。

なお、昭和59年9月22日開催の当時の八街町議会の9月定例会本会議におきまして、非核平和都市宣言に関する決議案として提出され、賛成全員で可決してございます。

また、もう一個参考でございますが、平成10年の6月定例会におきまして、請願の採択を受けまして、核兵器全面禁止国際条約締結を求める意見書、これにつきましても、議会で可決して、国の方に提出してございます。

以上です。

○石井委員長

議会事務局長、ありがとうございました。

委員の皆様申し上げます。これから委員間の討議を行います。執行部に願意について、行政の内容や現状の説明を求めることはできますが、陳情の性質上、執行部は直接の当事者ではありませんので、願意の是非について執行部を問い正すような発言は禁止いたします。

では、この陳情について、意見等のある委員は発言をお願いします。

○丸山委員

この陳情につきましては、私は採択の方向で発言させていただきたいというふうに思います。

その理由は、八街市の市議会も、今年の3月9日に、ロシアによるウクライナ侵略を非難する共同声明というのを出したわけですね。その中では、ロシアの行動は、ウクライナ国民の命を奪う卑劣な蛮行であるとともに、国際社会の平和と秩序、安全を脅かし、国連憲章の重大な違反であり、特に核による威嚇を繰り返していることは断じて容認できないということをおっしゃっています。

昭和59年に非核平和都市宣言を行い、平成21年には平和首長会議に八街市は加盟しているわけですね。こうした取組の経過の中で、やはりこの陳情書は、今、時期的にも絶対に出さなきゃならない時期ではないかなというふうに思います。

それで、昭和59年9月22日に決議した非核平和都市宣言、これは私も当時、この議決に参加していたわけなんですけれども、八街市は平和憲法の本質にのっとり、非核三原則を将来ともに遵守し、あらゆる核兵器の廃絶を、全世界の公共平和達成を目指すものである。右、八街市は非核平和都市宣言を行うものであるということで、非核平和都市宣言をしております。

ここまで八街市が平和、非核問題に関して一生懸命頑張ってきているわけですから、その実際の取組として、この陳情は議会としてきちんと取り上げ、国に対して意見書を上げていく。このことはもう当然ではなかろうかというふうに思います。

そういう点で、ぜひこの請願に対して、皆さん賛同していただきたいなというふうに思います。

○石井委員長

陳情です。

○丸山委員

ごめんなさい。陳情ですね。陳情に対して賛成していただきたいなと、このように思います。

○石井委員長

ほかに、この陳情について、ご意見のある委員については発言をお願いします。

○栗林委員

私としまして、八街市公明党としましては、この文書に関して、すみません、陳情に関しましては、反対という立場を述べさせていただきたいと思っております。

公明党は、まず、昨年1月22日に、核兵器を違法化とする初めての国際法規範である核兵

器禁止条約が発効されました。これによって、各国が核に対する認識といたしますかを新たに、また、国際的に違反化するということで大きな進展につながったことは大変歓迎したいと思えます。

その中で、今回の陳情の中にあります、批准することを求める。批准するよということの、ここに関しまして、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准することを求めています、条約採択の過程や、その後の各国の批准において、核保有国が条約に署名しておらず、結果として核保有国と非核保有国の間で溝が深まり、分断が大きくなったことも現実です。

その中で唯一の戦争被爆国として、被爆の実相、すなわち核兵器がどれほど非人道的であるかを世界に訴え続けることが大切です。岸田文雄首相も被爆の実相を世界中の指導者にも知ってもらおう努力をしております。

公明党は、第4回核の非人道性会議に被爆国を含む政府代表団の派遣と、来年の先進7か国首脳会議の広島開催を政府に求めてきまして、11月に広島で行われる国際賢人会議、来年のG7広島サミットが実現する運びとなりました。核廃絶の一步を日本がリードすることを今後も期待しています。

その中で、日本が核兵器国と非核兵器国との真の橋渡しの役割を担い、核軍縮を進め、核の廃絶に向けた国際社会の取組をリードする重要な使命を有すると考えます。

核のない世界を構築するという目標は共有するものの、核廃絶に向けたアプローチを意味することから反対とすることが妥当と考えました。

以上です。

○石井委員長

ほかに発言はございますか。

○丸山委員

今、栗林議員から多々指摘がございましたけれども、今、核保有国との隔たりをつくったんじゃないかというようなことが言われましたけれども、この核兵器禁止条約、この中の第4条には、核兵器を持っていても、この条約を批准することができますよ、署名することができますよ。段階的にそれは皆さんと一緒に考えながら、なくしていきましょうよと、そういうことを呼びかけている条約なんですね。決して分断する内容にはなっていない。

岸田首相が被爆国の首相として各国に訴えていくと言っても、後ろ盾が何もない中で訴えていても一步にはならない。やっぱりこういった核兵器禁止条約というものに日本が、被爆国の日本がまず署名することで、世界から信頼が寄せられるというふうに思えます。

そういう点では、今、本当に核の威嚇ということで、ロシアのウクライナ軍事侵略の中で、核をかざしながら、脅しながら、本当に侵略を進めているわけなんですけれども、今まで核を持っていれば、それが抑止になると言っていたけど、決して抑止にはならないということが今回のウクライナ侵略の中で明らかになったというふうに思えます。被爆者の皆さん、こんなにひどいものは絶対にあってはならないんだということを、被爆体験者の皆さんがこの間も強く求めてきているところであります。

そういった点では、私はこの条約にサインする、その第一歩がやはり全世界を励ますことであり、それから、国民に対しても日本の核に対する姿勢を明らかにしていく、このことが今必要であるというふうに思います。そういう点で、私はぜひともこの陳情に対してしっかりと受け止めていただきたいなというふうに思います。

○石井委員長

ほかにこの陳情について意見等のある委員は発言願います。発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

発言がなければ、以上で終了いたします。

この陳情についてでございますけれども、陳情者から、提出者からの内容について、陳情内容については、あくまでも日本政府が核兵器禁止条約を批准することを求める意見書を提出するというところでございますので、内容の中身の可否について審議するところではございませんので、申し伝えさせていただきます。

これで終了いたします。

これから討論を行います。最初に反対討論の発言を許します。

○栗林委員

それでは、陳情第4－8号、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情に対して、反対の立場から申し上げます。

先ほどと同様になりますが、本陳情におきまして、批准することを求めています。条約採択の過程や、その後の各国の批准において、核保有国が条約に署名しておらず、結果として核保有国と非核保有国の間で溝が深まり、分断が大きくなることも現実です。

公明党は、日本が各兵器国と非核兵器国との真の橋渡しの役割を担い、核軍縮を進め、核廃絶に向けた国際社会の取組をリードする重要な使命を有していると考えます。

核のない世界を構築するという目標は共有するものの、核廃絶に向けたアプローチを意味することから反対することが妥当と考えます。

○石井委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○丸山委員

それでは、陳情4－8号、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情書に対する賛成討論であります。

77年前にアメリカの広島・長崎への原爆投下という惨禍を体験した被爆者の皆さんが、「核兵器は人間として認めることのできない絶対悪の兵器」と、その非人道性を世界に向けて告発し続けてきました。

その努力が実り、2017年に非人道的な核兵器の開発・製造・保有・使用・威嚇を禁じる核兵器禁止条約が国連で採択され、50か国の国と地域の批准をもって、去年1月22日に発効いたしました。核なき世界の理念を共有する輪は拡大し、これまでに66か国と地域が批准し、86か国が署名をしています。

この条約は、核兵器の使用や威嚇、存在自体が許されないとしており、核抑止や核共有を認める余地はどこにもなく、核戦争の危機を取り除くためには、核兵器を速やかになくすことを求めています。

今、ロシアによるウクライナへの軍事侵略と核兵器使用も辞さない構えに、世界は現実的な核の脅威に直面しています。

日本政府は唯一の戦争被爆国として、核兵器使用や威嚇は絶対に許されないということを世界中に向けて発信するときであり、核兵器禁止条約に参加し、世界平和に貢献すべきであります。

八街市議会は、昭和59年9月に非核都市宣言を行いました。今回で2回目、国に対して意見書を上げる機会を得ています。市としても平和首長会議に加盟しています。平和首長会議では、全ての国に対して、核兵器禁止条約の加盟を要請しており、本市もその一端を担ってきました。

市民の今こそ核兵器廃絶を願う、この陳情書を重く受け止め、賛成するものであります。

○石井委員長

ほかに討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

討論がなければ、これで討論を終了いたします。

陳情第4－8号、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情を採決いたします。

この陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

○丸山委員

採択でしょう。

○石井委員長

この陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

○丸山委員

採択、賛成。採択でしょう。

○石井委員長

採択ですよ。

○丸山委員

はい。採択に賛成。

○石井委員長

じゃあ、もう一回座ってください。(「認める……」と呼ぶ者あり) 認めるって、内容についてだけ、意見書を提出することについて認める。採択するということです。

(「意見書を提出することについて」と呼ぶ者あり)

○石井委員長

じゃあ、もう一回言いますね。

改めて申し上げます。この意見書については、中身について可否を表明すること云々ではなくて、あくまでも意見書を提出する可否について採択をさせていただきます。

陳情第4－8号、核兵器廃絶に向けて日本政府が核兵器禁止条約を批准するよう八街市議会が意見書を提出することを求める陳情を採決いたします。結果的には採択ということになりますが、この陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○石井委員長

起立多数です。請願第4－8号は採択と決定いたしました。

以上で、付託された案件の審査は全て終了いたしました。

総務常任委員会を閉会いたします。

委員の皆様申し上げます。この後、総務常任委員会協議会を開催いたしますので、第2会議室にお集まりください。お疲れさまでした。

以上で、当委員会に付託された審議は終了いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前11時55分)